

新型コロナワクチン接種費用の高知県国保連合会への請求方法について

(令和4年5月20日更新)

高知県国保連合会への新型コロナワクチンの接種費用の請求については、接種医療機関等の所在地と被接種者の住民票の住所との関連により、以下のとおり提出（請求）をお願いいたします。

なお、記載の内容に関しては、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ」内にあります「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」等をご参照くださるようお願いいたします。

(1) ワクチン接種実施医療機関等の住所地内に住民票のある被接種者の場合

被接種者の住民票のある市町村に直接請求します。（請求方法等につきましては、当該市町村にご確認をお願いします。）

(2) ワクチン接種実施医療機関等の住所地外に住民票のある被接種者の場合

以下に記載の内容により、高知県国保連合会に請求します。

1 高知県国保連合会請求時のポイント

国保連合会への請求時には、次のチェック項目が全てできているか確認してください。

- 「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」で出力（印刷）した令和4年1月請求分から変更の新様式の「請求総括書」、「市区町村別請求書」と「予診票」が正しく編綴されている。
*令和4年1月請求分以降は原則新様式での請求となるが、一部例外があるので注意（詳細は後に記載）
- 「請求総括書」、「市区町村別請求書」に「代表者氏名」が記載されている。
- 「請求総括書」、「市区町村別請求書」の「請求年月」が国保連合会に請求する基準の年月になっている。
- 「住所地内接種分（接種医療機関等の所在地と同一市町村に住民票のある被接種者分）」の「予診票」は含まれていない。
- 「予診票」には、接種券の印字または接種券（クーポン券）の貼付けがされている。（接種券の無い予診票は、国保連合会では処理できません。）
- 「予診のみ」の「予診票」に記載した内容に誤りがない。
- 「予診票」本体に記載の住所と、接種券（請求先）及び市区町村別請求書の住所に相違がない。
- 「予診票」の「医療機関記入欄」欄の記載誤りがない。
- 「ワクチン名・ロット番号」欄の記載もれ（またはシールの貼付けもれ）がない。
- 「予診票」に記載する「医療機関コード」は、枠内に正しく10桁の番号が記載されている。
- 「予診票」に記載する「接種年月日」は、枠内に正しく全ての日付が記載されている。
- 同一市町村分として編綴している「市区町村別請求書」に記載の市町村と異なる住所の「予診票」は含まれていない。
- 「予診票」に接種機関の控え、免許証・被保険者証のコピー等の別書類を添付していない。（国保連合会に提出する予診票には、原則、他の書類の添付は不要です。）
- 「中芸広域連合」のクーポン券を貼付けした予診票は、被接種者の住所に関わらず全て「中芸広域連合」の「市区町村別請求書」にまとめて編綴している。
- 予診票の新様式で追加等がされた「予診のみ」のチェック欄、時間外・休日等の記載をする「医療機関記入欄」は必要に応じて正しく記載され、件数・金額が請求総括書及び市区町村別請求書等の該当箇所に正しく反映（集計）されている。

*各チェック項目の詳細は、次ページ以降の「2 高知県国保連合会への請求方法」を参照してください。

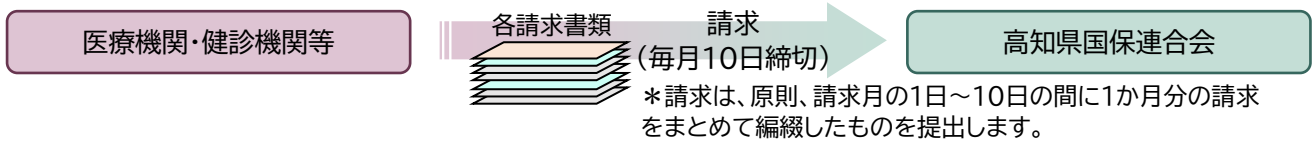
2 高知県国保連合会への請求方法

(1) 高知県国保連合会への提出（請求）方法 *令和4年6月請求分から適用

厚生労働省が提供する「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」で出力（印刷）する「請求総括書」及び「市区町村別請求書」と「予診票」を下図のとおり編綴し、提出します。

なお、下図の編綴方法は本会での処理方法に合わせたものとなるため、厚生労働省発行の「医療機関向け手引き」等の編綴方法と一部異なる箇所がありますので、ご了承をお願いいたします。

また、令和4年1月以降の請求では、各請求書類が原則「新様式」に変わりますのでご注意ください。（詳細は厚労省のホームページ等をご確認ください。）



※各請求書類の編綴方法(高知県国保連合会提出時)

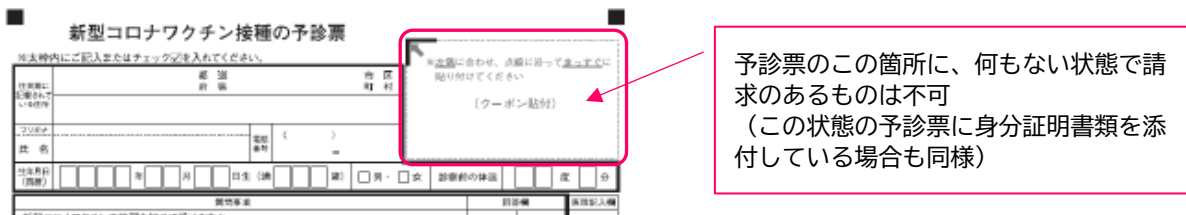
合計		請求総括書 *「住所地内接種分含む」にチェックの無いものを添付します
被接種者の住所が高知県 以外の分(県外分) *市区町村ごとに編綴(ホッチキス止め)したものを市区町村 番号順に重ねます		市区町村ごとの単位で次の順に編綴します(該当がないものは以降を繰り上げて編綴します) ・市区町村別請求書 ・予診票(予診のみ/旧様式) ・予診票(予診のみ/新様式「加算なし」) ・予診票(予診のみ/新様式「加算あり」) ・予診票(接種/旧様式) ・予診票(接種/新様式「加算なし」) ・予診票(接種/新様式「加算あり」) *上記予診票の編綴順では、接種回数による予診票の順番は考慮する必要がありません
被接種者の住所が高知県 内の分(県内分) *市町村ごとに編綴(ホッチキス止め)したものを市町村番号 順に重ねます *市区町村ごとの編綴では、左上1カ所のホッチキス止めのご協力をお願いいたします。(予診票の件数が多くホッチキス止めが困難な場合は輪ゴム止め、または綴じ紐での編綴でかまいません。) *市区町村ごとの編綴分を重ねた全体の束は輪ゴムまたはクリップ止めでかまいません。(ホッチキス止めは不要です。)		

「加算あり」は、予診票の「医療機関記入欄」で「時間外」「休日」「小児(6歳未満)」のいずれかの加算をとっているもの

【注意】予診票への接種券の印字、貼付けとも無い請求分について

厚労省の請求の手引きにあるとおり、接種費用の請求に当たっては、接種券一体型予診票の原本及び接種券を貼付した予診票の原本を用いることとなっています。

このため、予診票に接種券の印字が無く、接種券の貼付けもされていない状態での請求につきましては、国保連合会での接種費用支払処理ができないため、請求があった場合は返戻させていただきます。



(2) 提出期限等

① 提出期限は、原則、毎月10日です。

*請求は、原則、毎月1日～10日の間に1か月分の請求をまとめて1回での提出となります。

② レセプト等の請求に同封する場合は、別封筒に入れ、コロナワクチン接種費用請求分との区別が分かるように封緘をお願いします。

(3) 提出書類の記載等での注意事項（特に誤りの多いもの）

予診票等の提出書類について、これまでの請求内容で特に誤りが多くあったものを次のとおりまとめていますので、ご注意くださいようお願いいたします。

① 「請求総括書」及び「市区町村別請求書」に関するもの

「請求総括書」及び「市区町村別請求書」は、令和4年1月請求分以降では新様式での請求をお願いします。ただし、「市区町村別請求書」には、一部例外あり（詳細は ページに記載）

請求総括書

〇〇〇国民健康保険団体連合会 御中

医療機関等の所在地：
A 代表者氏名：
 電話番号：

コロナワクチン接種費等 請求総括書

施設等区分：
 医療機関等番号（10桁）：
 医療機関等名称：

B 年 月請求分

区分	種類	請求件数	請求金額 (税込み)	決定件数	決定金額 (税込み)
予診のみ	6歳未満(時外)				
	6歳未満(時外)				
	6歳未満(休日)				
	6歳以上(時外)				
	6歳以上(時外)				
	6歳以上(休日)				
小計					
接種	6歳未満(時外)				
	6歳未満(時外)				
	6歳未満(休日)				
	6歳以上(時外)				
	6歳以上(時外)				
	6歳以上(休日)				
小計					
合計					

↑太枠内に記載すること

《単価（税抜き）》

区分	種類	単価
予診のみ	6歳未満(時外)	2,200円
	6歳未満(時外)	2,880円
	6歳未満(休日)	4,380円
	6歳以上(時外)	1,540円
	6歳以上(時外)	2,270円
	6歳以上(休日)	3,610円
接種	6歳未満(時外)	2,780円
	6歳未満(時外)	3,460円
	6歳未満(休日)	4,860円
	6歳以上(時外)	2,070円
	6歳以上(時外)	2,800円
	6歳以上(休日)	4,200円

↑太枠内に記載すること

C 住所地内 接種分含む 対象

市区町村別請求書

市区町村長 様

市区町村番号

医療機関等の所在地：
A 代表者氏名：
 電話番号：

コロナワクチン接種費等 市区町村別請求書

医療機関等番号（10桁）：
 医療機関等名称：

B 年 月請求分

区分	種類	請求件数	請求金額 (税込み)	決定件数	決定金額 (税込み)
予診のみ	6歳未満(時外)				
	6歳未満(時外)				
	6歳未満(休日)				
	6歳以上(時外)				
	6歳以上(時外)				
	6歳以上(休日)				
小計					
接種	6歳未満(時外)				
	6歳未満(時外)				
	6歳未満(休日)				
	6歳以上(時外)				
	6歳以上(時外)				
	6歳以上(休日)				
小計					
合計					

↑太枠内に記載すること

《単価（税抜き）》

区分	種類	単価
予診のみ	6歳未満(時外)	2,200円
	6歳未満(時外)	2,880円
	6歳未満(休日)	4,380円
	6歳以上(時外)	1,540円
	6歳以上(時外)	2,270円
	6歳以上(休日)	3,610円
接種	6歳未満(時外)	2,780円
	6歳未満(時外)	3,460円
	6歳未満(休日)	4,860円
	6歳以上(時外)	2,070円
	6歳以上(時外)	2,800円
	6歳以上(休日)	4,200円

↑太枠内に記載すること

C 住所地内 接種分 対象

A 「代表者氏名」の記載もれ

代表者氏名が「V-SYS」の医療機関情報に登録されていない状態で請求総括書等を印刷した場合、代表者氏名欄が空白で印刷されるため、印刷後に手書き、ゴム印等での代表者氏名の追記が必要です。

なお、コロナワクチン接種費用の請求に関しては、代表者印は「押印省略としても差支えない」となっています。

B 「請求年月」の誤り

国保連合会でのコロナワクチンの請求に関しては、請求年月単位で毎月の処理が行われます。このため、請求年月は請求する予診票のワクチン接種月に関わらず、国保連合会に請求する月を記載します。（例…令和4年1月10日提出期限分として提出の場合は、「2022年1月請求分」と記載）

C 「住所地内接種分含む」にチェックのある請求総括書等を提出

高知県国保連合会では、医療機関等の所在地内に住民票のある被接種者の請求は取り扱っていないため、「市区町村別請求書」の「住所地内接種分含む」にチェックがあるものについては、当該予診票を含め国保連合会への請求対象外となります。（この場合は、当該市町村に直接請求となります。）

このことから、「請求総括書」及び「市区町村別請求書」は、必ず“住所地内接種分を含まない”（「住所地内接種分含む」にチェックがないもの）を作成して、添付します。

② 「予診票」に関するもの

「予診票」は、「追加接種用」（3回目接種分）は全て新様式での請求となります。

また、1回目、2回目の接種分では、令和3年12月1日以降に接種したのものは、原則、「1・2回目用」の新様式を使用し、令和3年11月30日以前に接種したのものは旧様式での請求となります。

○ 予診票（新様式）

予診票(1・2回目用)

予診票(追加接種用)

予診票本体(住民票に記載されている住所)と接種券の住所(請求先)は必ず一致している必要があります

予診票本体(住民票に記載されている住所)と接種券の住所(請求先)は必ず一致している必要があります

A 「予診のみ」の予診票で「実施場所・医師名・接種年月日」欄の記載もれ

予診の結果、接種を行わなかった場合は、「予診のみ」となりますが、この場合であっても、予診票右下の A 「実施場所・医師名・接種年月日」欄には、必要事項の記載をお願いします。

なお、接種年月日には『予診を行った年月日』を記入します。

B 予診票と接種券の住所の相違

B 予診票本体（住民票に記載されている住所）と B' 接種券の住所（請求先）は、接種日時点で住民票のある同じ住所（同じ市区町村）が記載されている必要があります。

*異なっている場合、返戻となりますのでご注意ください。

★ 予診票下段の「医師記入欄」について

C 「ワクチン名・ロット番号」及び「接種量」欄の記載等もれ

国保連合会でのチェック対象外ですが、もれに気が付いた場合は返戻させていただきます。

D 「医療機関コード」記載不備

医療機関コードは、高知県の場合「39」で始まる10桁の番号の記載が必要です。また、コードの数字は必ず枠内に1文字ごとに入るように記載をお願いします。（ゴム印を使用する場合は特に注意）

E 「接種年月日」記載不備

接種年月日の数字は必ず枠内に1文字ごとに入るように記載をお願いします。また、「年」の右端1文字の数字の記載がもれている場合が多くありますので、ご注意ください。

③ 「市区町村別請求書」と「予診票」との住所の関連性

「市区町村別請求書」記載の市町村と「予診票」記載の市町村が異なるものを編綴している

同一市町村分として編綴されている市区町村別請求書と予診票の市町村名、市町村番号が相違している場合があります。
特に、「四万十市」と「四万十町」、「土佐市」と「土佐町」等、名称の似ている市町村での誤りが多くありますので、ご注意ください。

市区町村別請求書
市区町村番号 [][][][][][]
医療機関等の所在地 :
代表者氏名 :
電話番号 :
コロナワクチン接種費等 市区町村別請求書

新型コロナウイルス接種の予診票 (追加接種用)
※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

請求先	〇〇県〇〇市	123456
券番号	1234567890	
氏名	厚生 太郎	

都道府県 市区町村
フリガナ
氏名
生年月日 (西暦) [][][]年 [][][]月 [][][]日生 (満 [][][]歳) 男 女
診察前の体温 [][][]度 [][]分

(4) 国保連合会への提出が不要な書類について

新型コロナワクチン接種費用の請求として、国保連合会に提出していただく書類は、「請求総括書」、「市区町村別請求書」、「予診票」のみとなります。

このため、次の書類等につきましては、原本・複写に関わらず予診票等に添付しての提出をされないようにお願いいたします。

① 複写になっている「予診票」の医療機関控え分等

県外に住民票のある被接種者の予診票で、予診票が複写になっており、2枚目以降の複写分が医療機関や被接種者の控え用となっているものがあります。

この複写分の予診票については、国保連合会への提出は不要です。国保連合会には、予診票本体のみ（クーポン券を貼付けた予診票のページのみ）を提出してください。

② 免許証・被保険者証等のコピー

③ 住所地外接種届出済証（新型コロナウイルスワクチン接種用）

④ その他、次に記載の例外を除く書類等

◎ 国保連合会提出不要書類等の例外（次の書類等は、必要に応じての添付は可能です。）

- ・ コロナワクチン接種費用請求に関する国保連合会への事務的な連絡文書
- ・ 16歳未満の被接種者に対する保護者の同意書（地区別な事情等により、予診票への署名ではなく、別途同意書により同意を得た場合の同意書）

*その他、添付の判断がつかない書類等につきましては、事前に本会への照会をお願いします。

(5) 予診票の「券番号」が空白のもの（クーポン券なし）の請求について

新様式の予診票では、「券番号」が空白のもの（「クーポン券なし」に該当）はありませんが、月遅れ請求等により、旧様式の予診票で券番号が空白のものを提出する場合は、次のとおり提出をお願いします。

- ・ 「券番号」が空白の予診票のみを市町村単位で分けます。
- ・ 市町村ごとの予診票をまとめ、『旧様式』の「市区町村別請求書」を添付します。
- ・ 添付した予診票の「被接種者区分」の「1 クーポン券なし」に○を入れます。

★ 上記の例外的な対応以外は、「市区町村別請求書」は全て『新様式』での請求をお願いします。

(6) 「中芸広域連合」の予診票の請求について

接種券（クーポン券）の「請求先」が「高知県中芸広域連合」となっている予診票については、予診票本体に記載の住所（奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村の場合あり）に関わらず、全て「高知県中芸広域連合」の「市区町村別請求書」にまとめて編綴してください。

なお、上記対応は、予診票に「高知県中芸広域連合」の接種券の貼付または印字がある場合であり、月遅れ請求等により医療従事者等の「券番号」が空白の予診票を請求する場合は、被接種者の住所（奈半利町等）が請求先となる予診票を作成し、請求先ごとに作成した市区町村別請求書を添付します。

◎ 「高知県中芸広域連合」の接種券（クーポン券）を貼付けた予診票の請求方法

★ 以下の例の図は、旧様式の予診票及び市区町村別請求書ですが、新様式でも同様の請求となります。

新型コロナウイルスワクチン接種の予診票

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

住民票に記載されている住所
高知 都 府 奈半利 市 区 村

接種券

券 種	2	ワクチン接種	1	回目
請求先	高知県中芸広域連合 398781			
券 番 号	1245700000			
氏 名	奈半 利子			

新型コロナウイルスワクチン接種の予診票

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

住民票に記載されている住所
高知 都 府 田野 市 区 村

接種券

券 種	2	ワクチン接種	1	回目
請求先	高知県中芸広域連合 398781			
券 番 号	1245700333			
氏 名	田野 町夫			

新型コロナウイルスワクチン接種の予診票

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

住民票に記載されている住所
高知 都 府 安田 市 区 村

接種券

券 種	2	ワクチン接種	1	回目
請求先	高知県中芸広域連合 398781			
券 番 号	1245700555			
氏 名	安田 町宇宙			

高知県中芸広域連合長 様
市区町村番号 398781

医療機関等の所在地
表者氏名
電話番号

コロナワクチン接種費等 市区町村別請求書

被接種者区分: ①クーポン券なし ②クーポン券あり

医療機関等番号(10桁): []

医療機関等名称: ○○クリニック

20 年 月 請求分

区分	種類	請求件数	請求金額 (税込み)	決定件数	決定金額 (税込み)
予診のみ	6歳未満				
	6歳以上				
	小計				
接種	6歳未満				
	6歳以上	3	6,831		
	小計	3	6,831		
合計		3	6,831		

↑太枠内に記載すること

<単価(税抜き)>

区分	種類	単価
予診のみ	6歳未満	2,200円
	6歳以上	1,540円
接種	6歳未満	2,730円
	6歳以上	2,070円

住所地域内接種分含む
※医療従事者の所在地と種別を記入し市区町村の欄にチェック

「高知県中芸広域連合」の接種券貼付けの予診票は、予診票本体の住所に関わらず、全て「高知県中芸広域連合」として作成した市区町村別請求書にまとめて編綴します。

高知県中芸広域連合長 様
市区町村番号 398781

*医療従事者等の「クーポン券なし」分の予診票については、奈半利町～馬路村に住民票のある被接種者であっても、それぞれの住所ごとに接種券を印字し、市区町村別請求書も当該住所ごとに作成して編綴します。

*月遅れ請求等の特殊な場合以外該当なしの事例

3 新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について

新型コロナウイルスワクチンの接種を時間外・休日に行った場合の接種費用の上乗せに関する請求につきましては、厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ」（ページ内の「請求と支払」についての記載）等をご確認くださいようお願いいたします。

特に、令和4年1月請求分から、請求様式や編綴方法等の変更が多くありますので、必ず厚労省の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」等のご確認をお願いいたします。

厚生労働省 新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ

検索

